



農福連携の推進について

令和2年2月14日

農林水産省 九州農政局

農福連携の取組方針と目指す方向

- 農福連携とは、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であり、農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障がい者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者の2倍の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※佐賀県と同程度の面積が荒廃農地となっている

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障がい者等の就労先の確保
※障がい者約940万人のうち雇用 施策対象となるのは約360万人、うち雇用(就労)しているのは約80万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等

【福祉(障がい者等)のメリット】

- ・障がい者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



労働力の確保



新たな就労の場の確保

目指す方向

1 農業生産における障がい者等の活躍の場の拡大

障がい者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障がいの特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

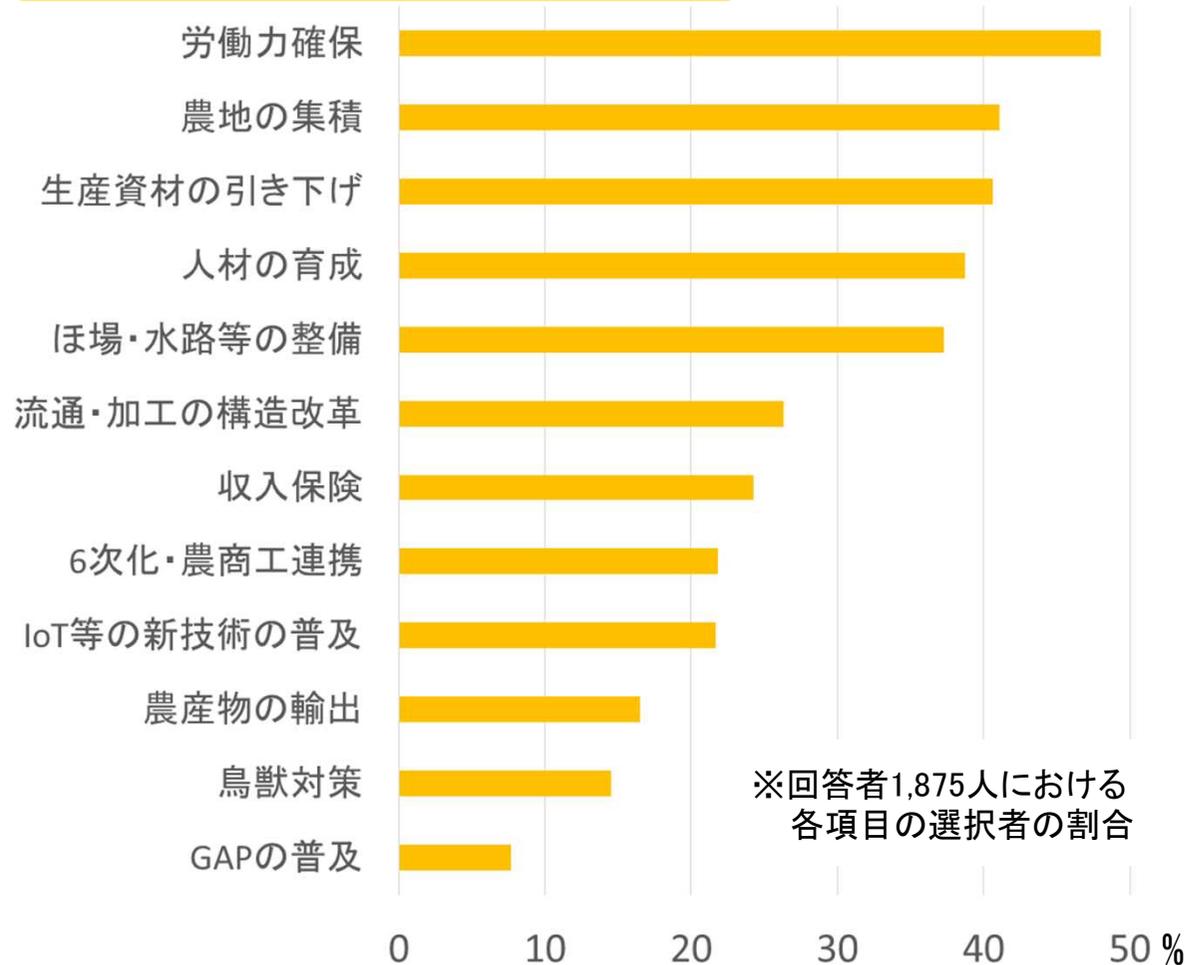
障がい者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障がい者の自立を支援。



農業経営上の課題

- 若手農業者に最も関心の高い農業施策は「労働力確保」であり、規模拡大に向けて重要な「農地の集積」、経営コスト削減に向けて重要な「生産資材の引き下げ」を上回る。
- また、新規就農者の農業経営面での課題の変化について、「労働力不足」が相対的に大きな課題となってきている。

若手農業者の関心の高い農業施策



新規就農者の農業経営面での課題の変化

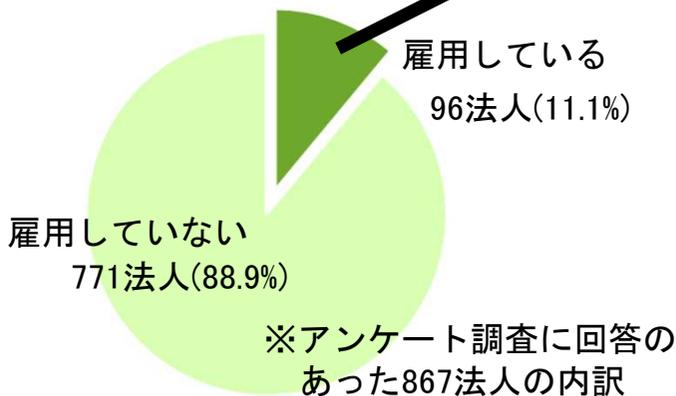
| | 2013年 | 2016年 (増減) |
|--------------|--------------|--------------------------------|
| 所得が少ない | 59.6% | 55.9% (▲3.7%) |
| 技術の習得 | 47.6% | 45.6% (▲2.0%) |
| 施設整備資金の不足 | 34.5% | 32.8% (▲1.7%) |
| 労働力不足 | 22.9% | 29.6% (+8.7%) |
| 運転資金の不足 | 26.7% | 24.3% (▲2.4%) |

出典：全国農業会議所「新規就農者の実態に関する調査結果」
(平成28年)

農業法人における障がい者雇用の課題

- 農業法人(法的雇用義務のない法人を含む)で障がい者を雇用する法人は、全体の11.1%であり、多くの農業法人において障がい者の雇用人数は1名である。
- 障がい者雇用に関して、「障害者に適した業務の特定や開発」、「障害者の事故や怪我」に関する不安が高い。

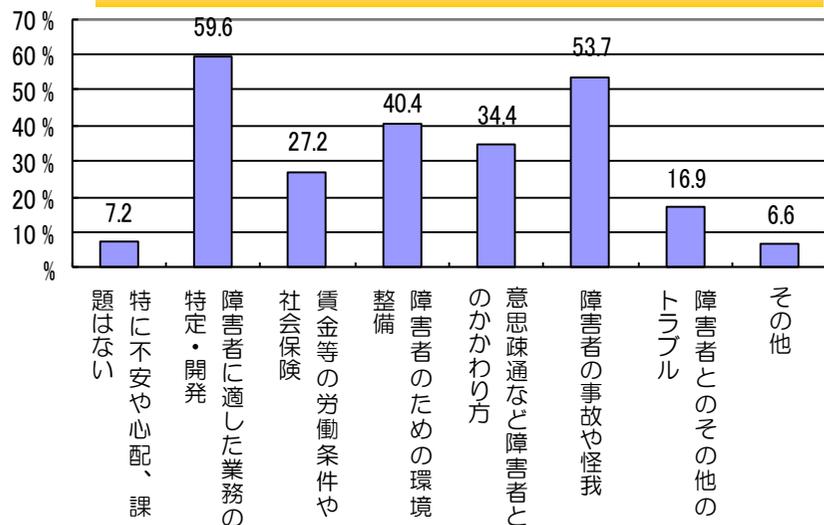
農業法人での障がい者の雇用状況



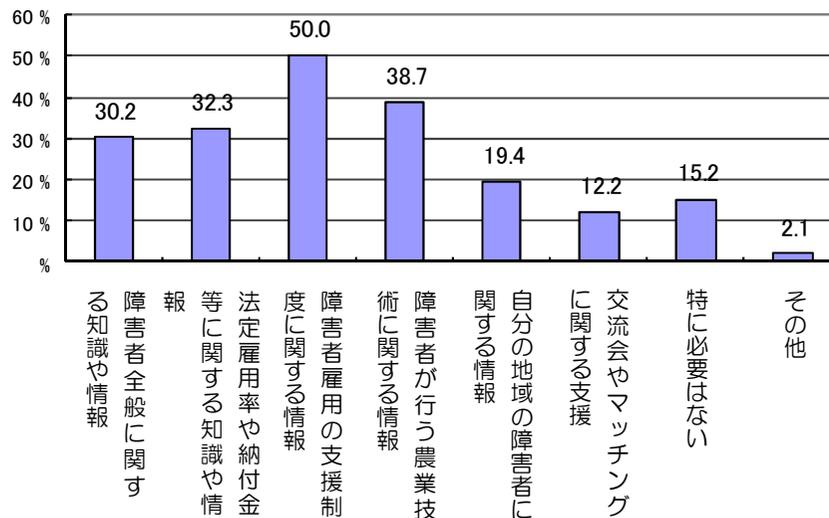
農業法人が雇用する障がい者数



障がい者を雇用する際の不安や心配



障がい者雇用に関して望んでいる情報や支援



出典：農村工学研究所「農業法人等における障がい者雇用に関するアンケート」（平成21年）
※左表とも

■ 国の基本政策における農福連携の位置付け

- 最近では、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)、「成長戦略フォローアップ」において農福連携の推進が引き続き位置付けられるとともに、同じく、令和元年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」においても、農福連携の全国的な推進が位置付けられている。

【経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)(平成30年6月15日閣議決定)】

7. 安全で安心な暮らしの実現 (4)暮らしの安全 ③ 共助社会・共生社会づくり

障がい者の地域生活への移行や農福連携※を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。※高齢者、障がい者、生活困窮者等の農業分野における就農・就労。

【経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太方針)(令和元年6月21日閣議決定)】

3. 地方創生の推進 (2)地域産業の活性化 ②農林水産業の活性化

農福連携を推進し、障がい者等の就農・就労を促進する。

【成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)】

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (2)新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速 ①生産現場の強化 ア)人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成

農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障がい者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を進め、全国的な推進を図る。

【まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)】

V. 各分野の施策の推進 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

(2)新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築

◎農福連携の全国的な推進

- ・農福連携の取組拡大のため、農福連携に取り組む農業経営の発展や障がい者等の就労に資する環境整備の充実、農林水産研修所や農業大学校等を活用した農業版ジョブコーチなどの専門人材の育成、農業・福祉双方のニーズのマッチングを支援するシステムの構築等を進める。
- ・「農福連携等推進会議」の取りまとめに基づき、関係省庁の連携を強化し、総合的な政策パッケージで農福連携等の取組への支援を行っていく。

農林水産省における農福連携の取組

- 平成27年度より都市地域での福祉農園の開設等の支援を行ってきたところであり、平成29年度より農山漁村振興交付金（農福連携対策）として、事業実施地域を市街化区域、市街化調整区域外にも拡大し、支援を行っている。
- また、農林水産省と厚生労働省では、平成27年度に両省共催による農福連携マルシェの開催や平成27年度からは農福連携の普及啓発、情報発信を目的とした、農福連携推進フォーラムを開催している。

農林水産省における農福連携の支援制度

◆都市農業機能発揮対策事業 （平成27年度～28年度）

- 事業実施地域：市街化区域、市街化調整区域
- 主な事業内容：
 - ・福祉農園等の整備への支援
 - ・農作業、加工作業等の研修への支援

◆農山漁村振興交付金（農福連携対策） （平成29年度～）

- 事業実施地域：市街化区域、市街化調整区域外にも拡大
- 主な事業内容：
 - ・福祉農園等の整備への支援
 - ・農作業、加工作業等の研修、サポーター育成等への支援

厚生労働省と連携した主な取組

◆農福連携マルシェを開催 （平成27年度）

農林水産省、厚生労働省の共催により、農福連携マルシェを開催。
現在、マルシェは全国40道府県が独自に開催し、ノウフク商品（障害者が生産や加工に携わった農産物・農産加工品）の魅力を発信する場として定着。

◆農福連携推進フォーラムを開催 （平成27年度～）

農林水産省、厚生労働省の共催により、農福連携の現状や取組事例の報告等による農福連携の普及啓発、情報発信を目的としたフォーラムを継続して開催。

農福連携の取組の形態

- 農福連携の取組の形態(障害者が農業に携わる形)には、「**農業者による障がい者の雇用**」以外にも、**いくつかの形があります。**

①農 ⇒ 福 農業者が障がい者を雇用

利点：特別支援学校の職場実習、福祉事業所の農業体験等の受け入れを契機に雇用に結び付く事例あり。
障がい者がスタッフに加わることで、職場の雰囲気良好になる、組織力が上がるなどのメリットももたわれている。

課題：1年を通じて仕事を切り出す必要があり、また、福祉的支援も必要。

②福 ⇒ 農 就労支援事業所が農業に参入

利点：仕事の熱心さ、生産物の品質の良さが認められ、地元の理解が進み、農地が集積するなど、地域農業を支える担い手として成長する事例も多い。

課題：農地の確保、農業の技術習得が不可欠。



地域の農業者からの技術指導

③農 ⇔ 福 福祉事業所による農作業請負(施設外就労)

農から見た利点：作業量に応じて依頼可能（1年中切り出す必要はない）
福祉事業所の支援員が同行し、障がい者への指導は支援員が担う。

福から見た利点：農地がなくても、農業に関わることが可能。
農業者から福祉事業所の支援員に技術（作業方法）を指導。

課題：第三者等によるマッチングが必要



栽培研修を受ける障がい者の皆さん

(株)なかせ農園 (熊本県菊池郡大津町)

～障がい者雇用でこだわり甘藷の規模拡大～



水はけの良い火山灰土のほ場



芋の重さによる選別作業



蔵出し「ベニーモ」

経緯

- ・甘藷栽培暦30年。G-GAP取得による品質向上や労働力の安全管理体制を構築。
- ・収穫後に徹底した温湿度管理で熟成貯蔵し、甘みの強いさつまいもだけを出荷。
- ・H28年に法人化。同年、最新の貯蔵倉庫を新設するとともに、新卒の障害者を雇用。また就労継続支援事業所に作業委託し、利用者に就労の場を提供。規模拡大を着実に推進(H23年の4haからH30年は7.7haに拡大)。

取組内容

- ・さつまいも専作であり、青果のほか加工品(干しいも)も販売。販売先は大手スーパーの他、シンガポールへの輸出にも取組んでいる。
- ・事業所への主な委託作業は、苗切り作業、芋のつる切り、機械を用いた芋の重さによる選別作業など。
- ・雇用している障がい者は、仕事の飲み込みが早く、多くの作業に対応できるようになっている。
- ・複数の動作を行うことが苦手なため、作業を細かく分けて分担している。

体制

(株)なかせ農園
 役員 2名
 社員 2名
 パート 3名
 ※社員のうち1名は障害者
 ○さつまいもの生産・加工・販売

作業委託

作業実施

地元の福祉事業所(就労継続支援A型事業所)
 支援員 1名
 利用者 4～10名

取組の評価

- ・人手のかかる甘藷の規模拡大は、家族の労働力のみでは対応できず、健常者の雇用も人手不足で難しい中、障がい者の労働力があって可能となった。
- ・雇用している障がい者は、当社に雇用されたことを誇りに思っており、意欲的に働いている。
- ・事業所への委託により、4名の障がい者が年間10ヶ月程度、6名の障がい者が年間6ヶ月程度作業に従事しており、多くかつ長期間、障がい者に就業の場を提供。

障害福祉サービス事業所「ひまわり畑」(大分県大分市)

～農業法人、漬物メーカーと連携し、就労の場を拡大～



高菜の栽培状況



高菜の一次加工施設



HACCP対応型の漬物工場

経緯

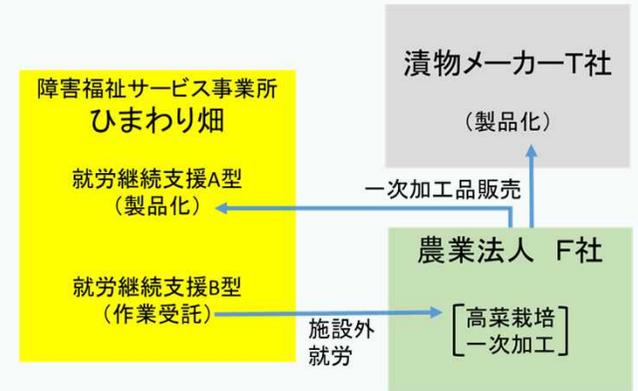
- ・S60年より、農地の管理や大根、甘藷等栽培など農業を中心とした取り組みを行ってきた。
- ・H16年に漬物工場を新設。梅干し、大根等の漬物加工に着手。食の安全安心対策が評価され、販売ルートを拡大。
- ・H28年に県主導のもと、地元の農業法人、大阪の漬物メーカーと提携して高菜の大規模生産と加工に着手。

取組内容

- ・農業法人が高菜6haの栽培と一次加工を行い、一次加工品の8割程度を漬物メーカーに販売。
- ・残りの2割程度は当事業所が買い取り、漬物加工し県内向けに販売。
- ・農業法人が行う高菜栽培と1次加工には、当事業所の利用者が施設外就労にて従事。高菜に関しては大規模栽培に対応できるように県から技術的な支援を得て栽培。
- ・その他、梅干し、大根等の漬物加工と販売、当事業所の借受け農地1.4haにおける甘藷等の生産と販売を実施。

体制

農業法人と漬物メーカーと連携した高菜栽培と加工



取組の評価

- ・農業法人や漬物メーカーとの連携前のH27年の売上は7,700万円であったのに対し、連携後の農業法人からの作業受託収入を合わせたH30年の売上は8,670万円と12%増加。
- ・当事業所の利用者数もH27年の30名からH30年には36名と増加。工賃も、A型の利用者には県の最低賃金以上を、B型の利用者にも県平均を大きく上回る工賃を支払うことができている。
- ・当事業所の取り組みは連携先の農業法人の経営規模の拡大や漬物メーカーの原料の安定調達にも貢献。

大分県農作業共同受注事業

～県が主導する農福連携の取組～



柑橘選果場



加工用カボス収穫作業



ニラの選別、計量、結束

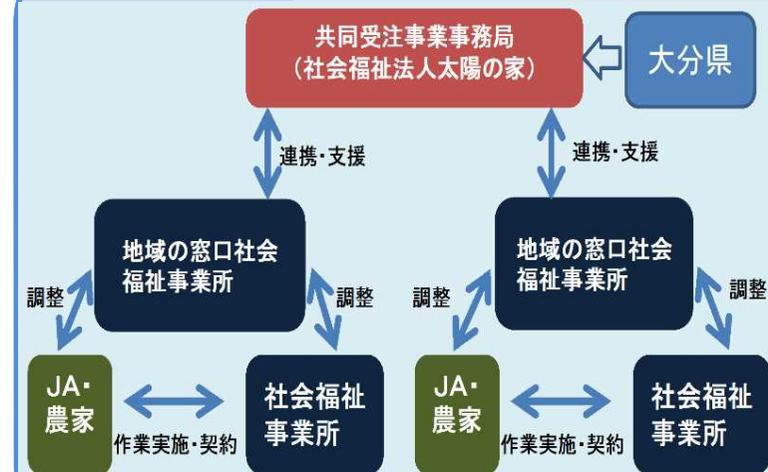
経緯

- ・大分県では県障害福祉課が事務局となってH25年度よりJA等と連携し「農作業共同受注事業」を推進。
- ・H27年度より、県から「社会福祉法人太陽の家」へ事務局を委託。
- ・H29年度より、各JAから発注される作業や受託事業所が定着化してきたことから、地域段階で受注調整を行う体制整備を3地域(4グループ)で実施。

取組内容

- ・地域の窓口事業所がJAとの受注調整や事業所間の作業スケジュール調整を行い、またJAと連携し、希望事業所を対象に事前の説明会を開催。
- ・共同受注事務局はJAと事業所間の契約事務等を支援。
- ・甘藷出荷調整、加工用カボス収穫、ニラ出荷調整、ハウスミカンのパック詰め等が主な作業。
- ・現場では事業所の職員が障がい者に同行して作業。作業の指示は職員が行う。報酬支払は処理量等の出来高払い。

体制



取組の評価

- ・作業に従事した障がい者数は、H25年度の延べ約4千人からH29年度には延べ約1万1千人に増加。
- ・発注者側の評価は、「人手不足が解消」「出来高払いで収益の見込みを立てやすい」「安定した人員を確保でき、作業性も年々向上」など。
- ・事業所側の評価は、「単価見直しと作業性の向上により、工賃の安定に寄与」「トイレの改善など良い環境で作業ができている」など。

<対策のポイント>

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な**農業生産施設及び加工・販売施設等の整備**、**障害者等の農産物の生産・加工技術等の習得**に加え、**農業・福祉双方のニーズのマッチング**を行う**専門人材の育成等の取組**を支援するとともに、効果的な**農福連携プロモーション**等を実施します。

<政策目標>

農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出 [令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 農福連携整備事業

- 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な**農業生産施設及び加工・販売施設等の整備**を支援します。

2. 農福連携支援事業

① 農福連携支援事業

- 福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する**農業技術習得の研修等**を支援します。

② 農福連携人材育成支援事業

- 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、職場定着を支援する**農業版ジョブコーチの育成**や**農業者と福祉事業所をマッチングするコーディネーターの育成等**を支援します。

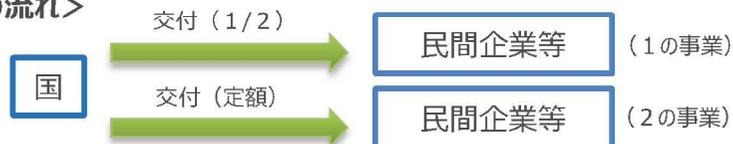
③ 普及啓発等推進対策事業

- **ワンストップ窓口の設置**など都道府県の推進体制の強化、農福連携の全国展開に向けた普及啓発や調査・研究等を支援します。
- **メディアを活用した農福連携プロモーションの取組等**を支援します。

<関連事業>（優先採択等の優遇措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

- ・食料産業・6次産業化交付金 25億円の内数
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金等 230億円の内数
- ・農業人材力強化総合支援事業 213億円の内数
- ・「緑の人づくり」総合支援対策 47億円の内数
- ・水産多面的機能発揮対策 23億円の内数 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1について】

- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 1 / 2（上限1,000万円、2,500万円等）



農業生産施設
(水耕栽培ハウス)



付帯施設（農機具庫）



加工処理施設



休憩所、トイレの整備

【2の①、②について】

- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 定額



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



作業マニュアル作成



人材育成研修

【2の③について】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



セミナー等の普及啓発



調査・研究等

事業期間(H29~30)

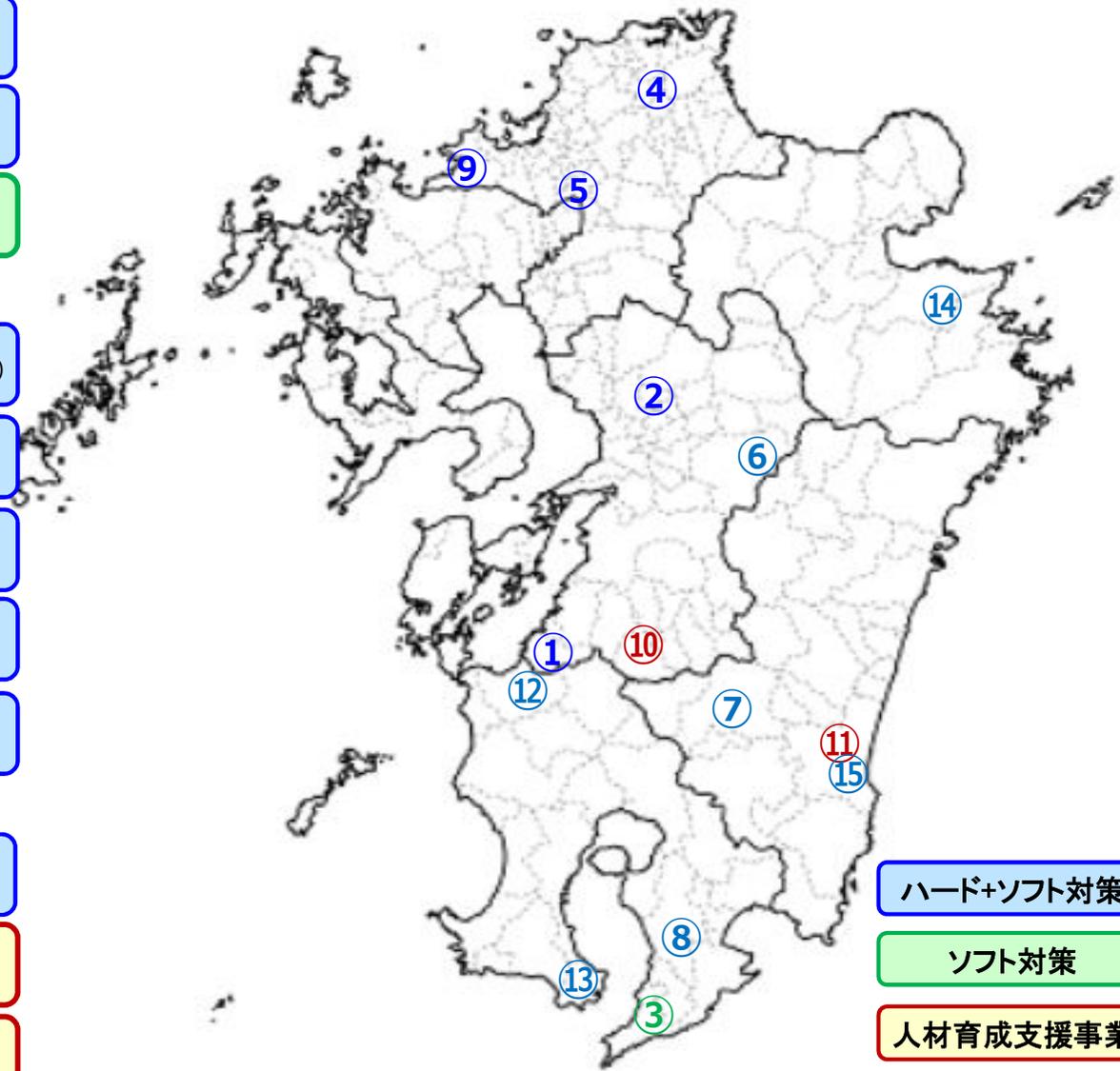
- ① 一般社団法人さくら福祉会(熊本県水俣市)
- ② NPO法人あじ菜工房(熊本県合志市)
- ③ 社会福祉法人白鳩会(鹿児島県南大隅町)

事業期間(H30~R元)

- ④ 社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会(北九州市)
- ⑤ NPO法人よか隊(福岡県筑紫野市)
- ⑥ 有限会社ビッグランドグループ配送センター(熊本県山都町)
- ⑦ 社会福祉法人ときわ会(宮崎県小林市)
- ⑧ 有限会社えこふあーむ(鹿児島県鹿屋市)

事業期間(R元~2)

- ⑨ NPO法人伊都福祉サービス協会(福岡県糸島市)
- ⑩ 社会福祉法人豊心の里(熊本県錦町)
- ⑪ 株式会社サポート秀(宮崎県宮崎市)
- ⑫ 株式会社地産地消心のきずな(鹿児島県出水市)
- ⑬ 株式会社イーストスクエア(鹿児島県指宿市)



⑭ 社会福祉法人新友会(大分県大分市)

⑮ 株式会社ゆいまーる(宮崎県宮崎市)

(R2.1末現在)

一般社団法人さくら福祉会（熊本県水俣市）

～6次産業化による障がい者の雇用拡大～



マルチ張作業の指導を受ける障がい者 栽培・収穫したモリンガ葉を乾燥 モリンガ健康茶（ティーパックとステック）

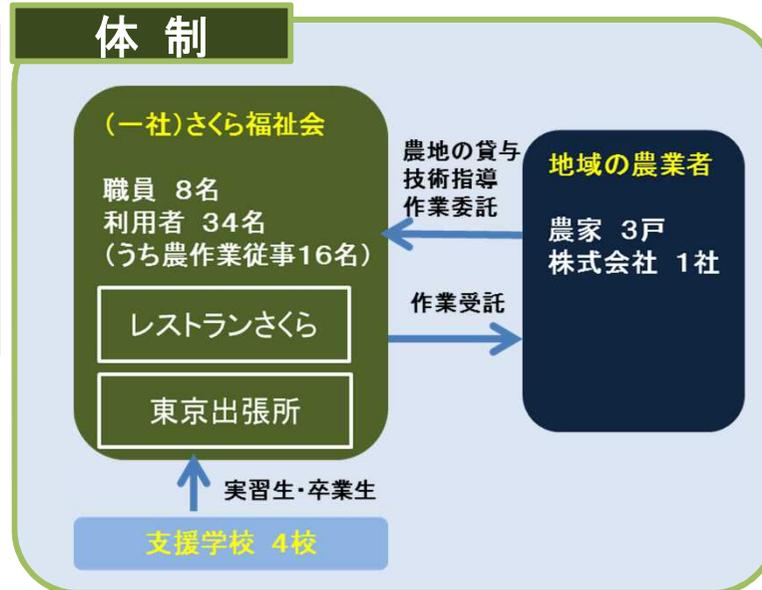
経緯

- ・さくら福祉会は、障がい者就労支援A型事業所としてH27に設立。地域の耕作放棄地を借りて自社レストランで使用する食材の生産活動を開始。
- ・H27～28には県の補助事業を活用して耕作放棄地を再生し、障がい者が農業に従事するとともに、収穫祭を開催して地域住民との交流を開始。
- ・H29に農山漁村振興交付金を活用して食品乾燥機、保管冷蔵庫等を整備して野菜等の加工を始め、H30には東京出張所を開設してモリンガ茶等の販売を開始。

取組内容

- ・耕作放棄地を借り受け農業支援員や農家の指導を受けながら、モリンガ、サラダ玉ねぎ、大根等を栽培・加工。商品はインターネット、道の駅等で販売。
- ・モリンガ茶製造初年度となったH30は、生葉を3t収穫し、乾燥後の原料茶葉150kgを当事業所で焙煎加工し、静岡の製茶工場でティーバック用とパウダースティック用に充填、再び当事業所で袋詰め、ラベル貼り等を行い、商品4,000個を製造。

体制



取組の評価

- ・サラダ玉ねぎ、モリンガ茶等の売上げ、農作業の受託料は年々増加。
- ・雇用者のうち農業作業に従事する障がい者はR元年に16名となり、来年も支援学校生を新卒で雇用する予定。
- ・今後も耕作放棄地を借り受けることで農地面積を広げ、高付加価値商品の開発、東京出張所等での営業活動による販路拡大を行いながら、障がい者の雇用拡大、賃金向上を進めたい。

社会福祉法人豊心の里（熊本県錦町）

～人吉・球磨地域での農業版ジョブコーチ育成～（事業期間：R元～2）



農業版ジョブコーチ
育成塾・受講者募集

～農林水産省 農山漁村振興交付金(農福連携対策)事業～

開講式・記念講演 7月16日(木) 18:30～20:00(SRHMC 18:40) 会場: 錦町役場3階

課題「農福連携と地域づくり～その可能性を探る～」
講師: 農林水産省政策研究部 企画官 佐藤 吉田 行雄

講義内容

| | |
|---|--|
| <p>① 障害の理解と障害者福祉</p> <p>9月21日(土)</p> <p>第1講義 農福連携とは</p> <p>第2講義 身体障害の理解</p> <p>第3講義 知的障害の理解</p> <p>9月22日(日)</p> <p>第4講義 精神障害の理解</p> <p>第5講義 発達障害の理解</p> | <p>② 障害者就労に向けた農業技術の指導</p> <p>10月19日(土)</p> <p>第1講義 農業概論(歴史と農土)</p> <p>第2講義 水稲・麦作(利点を比べ)</p> <p>第3講義 地産地消経営</p> <p>10月20日(日)</p> <p>第4講義 果樹経営(柑橘・有核)</p> <p>第5講義 畜産経営と地域のつながり</p> |
| <p>③ ジョブコーチと障害者の就労支援</p> <p>11月23日(土)</p> <p>第1講義 ジョブコーチの歴史と役割</p> <p>第2講義 身体障害の理解と就労支援</p> <p>第3講義 知的障害の理解と就労支援</p> <p>11月24日(日)</p> <p>第4講義 精神障害の理解と就労支援</p> <p>第5講義 発達障害の理解と就労支援</p> | <p>④ 農業と福祉における地域連携</p> <p>1月18日(土)</p> <p>第1講義 地域包括ケアシステム論</p> <p>第2講義 農福連携と農作業の役割</p> <p>第3講義 6次産業化と農福連携</p> <p>1月19日(日)</p> <p>第4講義 ネットワーク形成方法論</p> <p>第5講義 障害者雇用(IAV)・パートの割合と農福連携の可能性</p> |

【第1講義】10:00～12:00 【第2講義】13:30～15:00 【第3講義】16:30～17:30 【第4講義】9:30～11:30 【第5講義】12:30～14:00

農業版ジョブコーチ育成塾 R元年度の講義予定等

経緯

- ・豊心の里は、これまで地域の障がい者福祉事業所と連携しながら耕作放棄地解消活動等を行うとともに、定期的に「農福連携セミナー」を開催して地域に農福連携を広めるための素地づくりを行ってきた。
- ・R元に農山漁村振興交付金の採択を受け、地域の農業と福祉をつなぐ人材を育成する「農業版ジョブコーチ育成塾」を開講。

取組内容

■人材育成講座

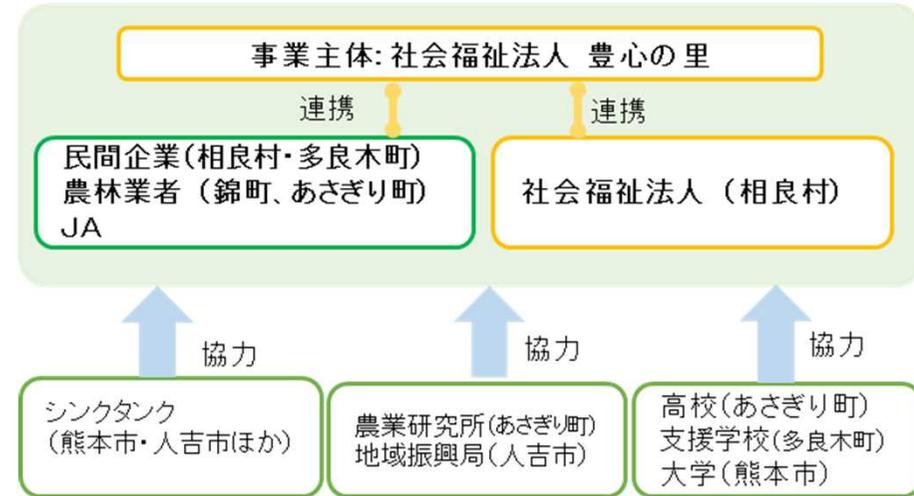
1. 内容

- ①障がいの理解と障がい者福祉（身体・知的・精神・発達障害の理解等）
- ②障がい者就労に向けた農業技術の指導（農業概論、水稲・蔬菜・果樹・畜産）
- ③ジョブコーチと障がい者の就労支援（障がいごとの支援）
- ④農業と福祉における地域連携（地域包括ケアシステム論 等）

2. 方法等

座学(討論会等を含む)、現地実習、先進地視察（R元は全8日間で20講義）

事業推進体制



地域の将来像

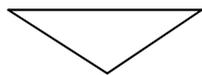
- ・障がい者福祉事業所に農業を指導する職員が配置され、農業活動が行われ、農作業の部分的な人手不足が緩和される。
- ・農福連携が地域連携の柱の一つに認識され、農業版ジョブコーチ経験者は、6次産業化・農商工連携等を推進する拠点機能の要となる。

- 農業現場では、様々な種類の作物が生産され、それぞれ多岐にわたる作業が必要（加工等を含む）。障がい者が取り組みやすいよう工夫することで、働き手としての可能性が拡大。
- 自らの経営の中で、生産工程や作業体系等の見直しを行い、生産の拡大など農業経営の発展につながっている事例も。

障がい者視点で農作業の体制を整備 (農業経営体における障がい者雇用事例)



- 一連の作業工程を細分化し、それぞれの作業を標準化
- 誰もが作業を担えるような器具を開発
- 作業指示が伝わりやすいよう明確化したり、作業を難易度別に区分



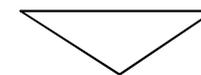
<生産工程の効率化を図り、コスト意識を持ちながら生産を拡大>

障がい者雇用数に比例し売上が6倍に

障がい者ごとの強みをいかした作業チームの編成 (障がい者就労施設の農業参入事例)



- 障がい者それぞれ「収穫適期の判断ができる」、「体力がある」、「コミュニケーションが得意」等の特徴
- 各人の強みを相互にいかせるチームを編成し、連携して作業
- 作業効率が向上し、障害者だけでの作業も可能に

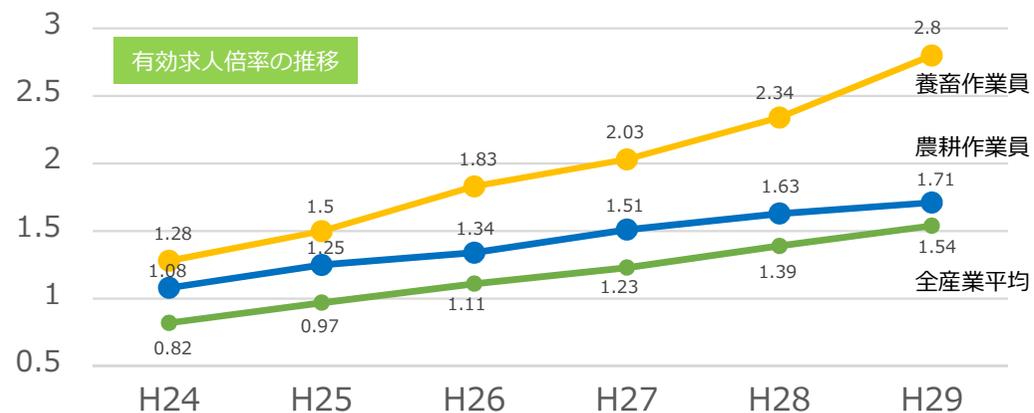
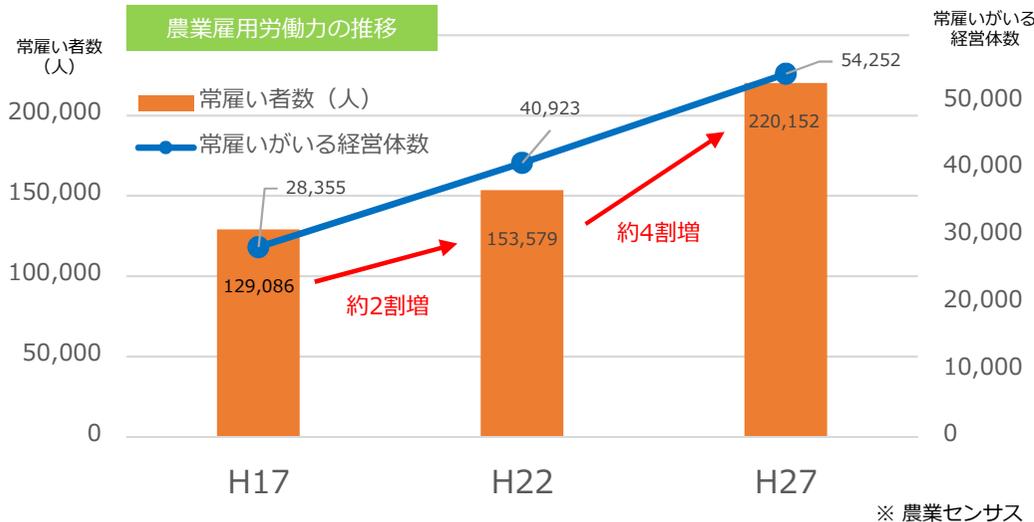


<障がい者のそれぞれの強みが発揮されるよう作業を効率化>

適材適所の配置等により売上が4割増加

- 農福連携（農業と福祉の連携）は、障がい者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
- 農福連携の取組は、障がい者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの。

農業現場で高まる雇用労働力ニーズ



実際に農福連携に取り組んだ効果を実感

農業経営体への効果

農福連携に取り組む農業経営体の、

- **76%**が「障がい者を受け入れて**貴重な人材**となった」と認識 (n = 109)
- **57%**が「労働力確保で**営業等の時間が増加**」と認識
- **78%**が5年前と比較して**年間売上が増加** (n = 120)

障がい者にとっての影響

農福連携に取り組む障がい者就労施設の、

- **79%**が「**利用者が**体力がついて**長い時間働けるようになった**」、**62%**が「**利用者の表情が明るくなった**」と回答 (n = 573,606)
- **74%**が過去5年間の**賃金・工賃が増加** (n = 606)

※ 農林水産省調査（平成31年3月）による

- 農福連携が持続的に実施されるには、農業経営が経済活動として発展していくことが重要。
- 農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していくため、農福連携等推進会議において、農福連携等推進ビジョンを策定。

現場等における課題

- 知らない**
 - 農福連携という取組自体がよく知られていない、そのメリットが十分浸透していない。
- 踏み出せない**
 - 農業サイドと福祉サイドの双方ともお互いに理解を深める必要。
 - 農福連携を通じた農業経営の発展や人材育成に手間や費用がかかるのではないか（コストへの対応）。
- 広がらない**
 - 農福連携の取組を全国的に広く展開していく必要性。
 - 経済界、消費者等も巻き込んだ社会全体への広がりが見えていない。

＜農福連携等推進ビジョンの構成＞

1 認知度の向上

- ・ 定量的データの解析によるメリットの客観的な提示
- ・ 農福連携で生産された商品の消費者向けPR活動
- ・ 東京オリパラに合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

- ・ ワンストップで相談できる窓口体制の整備
- ・ ニーズをつなぐマッチングの仕組みの構築
- ・ 働きやすい環境整備と専門人材育成
- ・ 農福連携の特色を生かした6次産業化等、経営発展をめざす取組の推進

3 取組の輪の拡大

- ・ コンソーシアムの設置等、国民運動を展開するための基盤の形成
- ・ 関係団体等での横展開の推進



関係省庁から構成される農福連携等推進会議

障がい特性に配慮した機械器具の開発



- ゆっくりとなら丁寧な作業ができる人が操作可能な吸虫機
- かえて、ゆっくり動かす方が、防除効果が高い

- 身体機能に不自由があっても操作が可能なトレイの洗浄機
- 誰が作業をしても作業精度が平準化

身体（視覚）障がい者も作業を担える工夫



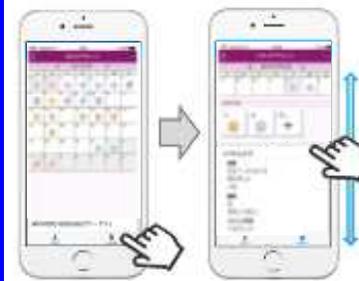
- 型枠と補助棒を使い、視覚障害者がシール貼りを担えるように工夫。後天的に視覚に障害を持った人の自信と生きがいを作り出すことに。
- 障害者就労支援事業所では、半身の身体的機能が低下している障害者（例：片方の腕の機能が極端に低下）が、農作業に従事している例もある。
- 先端技術で、身体障害者も様々な農作業を担えることが可能では？身体障害者の新たな活躍の場が広がるのでは？

障がいの有無に関わらず誰もが作業しやすい環境づくり



- 運搬、施肥、防除の各作業が可能な汎用台車を開発。
- 運搬：1個ずつ運ぶ手作業が、一度に15枚の運搬が可能に
- 施肥：散粒機を使用することで、作業精度が向上、作業時間も短縮
- 防除：重いノズルを扱うことも、また、農薬の暴露もなくなる
- 障害者にとってだけでなく、パート従業員にとっても作業がしやすい環境に。

開発中の精神障がい者就労支援モバイルアプリ



モバイルアプリのイメージ

- 精神障がい者向けの就労支援モバイルアプリが開発中、開発企業は、農福連携の現場での活用を期待。
- 調子が良くなる傾向か悪くなる傾向か、経験に頼っているのが現状であり、ケアが遅れることもある。
- セルフチェックとそのデータの蓄積・共有により、客観的な判断が可能となり、いち早くケアの手を差し伸べられるようになることが期待。

- 障がい者には体調管理を苦手とする人もいる。
※（暑くても）着替え忘れり、持ってきた水分を飲み忘れる人もいる。
- 農業では支援員の目が行き届かない場合もある。
- スマートウェア等の先端技術を活用することで、離れていても障がい者の身体状況の確認が可能となり、水分補給の指示等、体調管理が容易になるのでは？



体温、心拍、発汗等の生体情報を計測できる。

- これら先端技術の組み合わせにより、障がい者だけでなく支援員のサポートも可能となり、生産性の向上につながるのでは？

- 国産志向や労働力不足により、ニーズの高まっている業務用の一次加工に対応した取組を積極的に推進する方策が必要。
- その方策の一つとして、一定の作業を集中力を持続させながら着実に継続できる障がい者の能力と共創・連携する取組（選別・皮むき・芽取り等一次処理等）を促進することは、農福連携の推進のみならず、6次産業化の推進、労働力不足解消にも寄与するものと思料。
- さらに、障がい者が商品設計から携わるインクルーシブデザイン（※）による商品展開そのものが価値創造となる視点も重要。

（※）高齢者、障がい者、外国人など、従来、デザインプロセスから除外されてきた多様な人々を、デザインプロセスの上流から巻き込むデザイン手法。健常者には気付かないような発見があり、ヒット商品を生み出す洞察を得ることが可能。

障害者の能力を活かしたインクルーシブデザインによる連携事例

やまっこの家

（静岡市の就労支援B型施設）

生産・選別

耕作放棄茶畑（約10a）を、茶の実の収穫目的で管理し、毎年100kgの茶の実を収穫。近隣農家が収穫した茶の実と合わせ（株）白形商店から、選別工程を受託。丁寧な作業が好評。

やまっこの家では、従来、リサイクルのための空き缶つぶし等の作業を行っていたが、このプロジェクトにより障がい者の所得向上のみならず、障がい者が生き生きと作業する様になったとのこと。



しらかた でん し ろう しやうてん

株式会社 白形傳四郎商店

静岡市の1923年創業の製茶問屋

加工

県内の大学、研究機関と連携し「茶ノ実油」を開発。「やまっこの家」や近隣農家、県内JAと連携し安定的に茶の実を収集する体制を整備。
厳選された茶の実のみを使用し、搾油効率より品質を追求し、究極の「茶の実油」を製造。

しよくぶん か

株式会社 食文化

地域産品のプロデュース、ECサイト販売

販売

（株）食文化限定企画として、「やまっこの家」が収穫した茶の実のみで搾った油を、無濾過で瓶詰。
限定販売でハードユーザーに繋ぐ。



無ろ過・生搾り
『茶ノ実油 GOLD TEA OIL』
静岡県産（株）食文化限定企画
3,780円（税込）100本限定

茶ノ実油（ちやのみあぶら）
健康志向で注目されるβ-カロテンやビタミンE、コエンザイムQ10を多く含む食用油。
鮮やかな黄金色、甘みと旨みが凝縮されたナッツ系の風味で、ほのかな若草の香りが特徴。和食やサラダなどにあう。
「茶ノ実油」は（株）白形傳四郎商店の商標登録。

農福連携の情報を発信！

九州地域農福連携促進ネットワーク

会 員
募集中！

九州農政局では、メールマガジンのネットワークを開設し、農福連携に関する支援制度やイベント等の情報を発信しています。

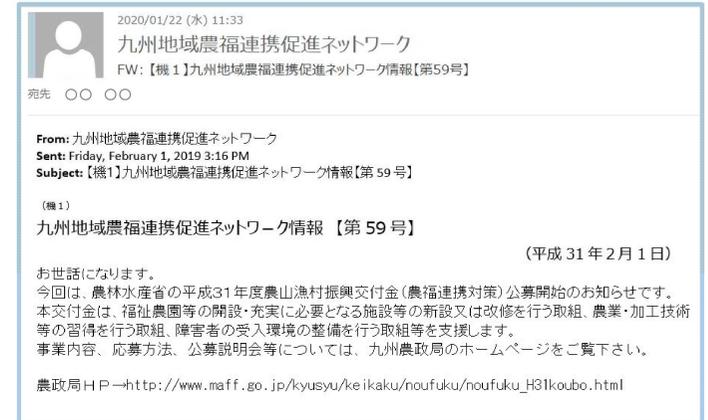
これまでの発信事例

- ①障害者の雇用・就労を目的とした農業生産施設や専門人材育成等を支援する**交付金に関する公募等の情報**
- ②九州農政局や九州厚生局が主催する**シンポジウムやセミナー等の情報**
- ③九州、全国の**取組事例の紹介等**



加入登録は、九州農政局ホームページの加入申込フォーム（「九州農福加入」で検索）をご利用下さい。※裏面参照

発信のイメージ



※本交付金事業は公募を経て事業主体が選定され、公募は、九州農政局のホームページに掲載することにより行っています。この公募の開始等の情報をメールマガジンにより会員様にお知らせしています。

加入登録の方法

- ①「九州農福加入」で検索
- ②「加入申込フォーム」をクリック
- ③必要事項の入力・送信
 - 団体名・代表者名、個人での加入の場合は個人名（必須）
 - 団体又は個人の住所（必須）、電話番号（任意）、メールアドレス（必須）
 - 「現在の取組状況」又は「取組の意向」（任意）を入力
 - 内容確認後、送信

加入脱退は随時可能で、会費等はありません